

# 居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導重要事項説明書

居宅療養管理指導サービスの提供開始にあたり、厚生労働省令第37号8条に基づいて、当事業者が説明すべき重要事項は次のとおりです。

## 1. 事業者の概要

事業者の名称 社会医療法人 仁生会  
主たる事業所の所在地 函館市中道2丁目6番11号  
代表者の氏名 理事長 高橋 弘  
電話番号 0138-52-1531

## 2. 利用されるサービスの提供事業者

名称 西堀病院  
所在地 函館市中道2丁目6番11号

## 3. 目的と運営の方針

目的 要支援、要介護状態等のある利用者が居宅において自立した生活を営むことができるよう、居宅を訪問して病状、心身の状況、置かれている環境等を把握し利用者及び家族に療養上の管理、指導、助言等を行い利用者の療養生活の向上を図るものとする。

運営の方針 介護計画に基づき、医学管理の下、能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように努める。また、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと緊密な連携に努めるものとする。

## 4. 職員の勤務体制

職種	員数	勤務体制
医師	8名	月～金曜日 8:45～17:15 (他当直あり)
管理栄養士	2名	月～金曜日 8:45～17:15

## 5. 営業日時および営業時間

事業所の営業日は、日曜、祝日、及び病院が定める休診日を除く月曜日から金曜日までとし、営業時間は、9時から17時までとする。

## 6. 提供するサービスの内容と利用料（法定代理受領を前提としています。）

### (1) 介護保険給付によるサービス

#### i 医師が行う居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導

担当医師が、通院が困難な利用者に対しその居宅を訪問して行う計画的、継続的な医学的管理をもとに利用者が居宅サービス計画作製を依頼するその他の事業者に対して居宅サービス計画の策定等に必要の情報提供を行います。また、利用者もしくはその家族等に対する居宅サービス利用上の留意点、介護方法等について、指導および助言を行います。（事業者への情報提供については、利用者の同意を得て行われます）。

#### ii 栄養士が行う居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導

担当医師の指示にもとづき、管理栄養士が利用者の居宅を訪問し、利用者の身体の状態に合った具体的な献立を作成し、栄養の摂取・特別食の調理法について、実際に調理を行い指導いたします。別に厚生労働大臣が定める特別食を必要とする方が対象となります。

#### iii 介護保険適用のとき原則として料金表の利用料金の1割・2割又は3割が利用者の負担額となります。

		金額 (1回につき)	負担額（1回につき）		
			1割	2割	3割
当院の医師による 居宅療養管理指導及び 介護予防居宅療養管理指導 (月2回まで)	同一建物居住者が 1名	5,150円	515円	1,030円	1,545円
	同一建物居住者が 2～9名	4,870円	487円	974円	1,461円
	同一建物居住者が 10名以上	4,460円	446円	892円	1,338円
当院の管理栄養士による 居宅療養管理指導及び 介護予防居宅療養管理指導 (月2回まで)	同一建物居住者が 1名	5,450円	545円	1,090円	1,635円
	同一建物居住者が 2～9名	4,870円	487円	974円	1,461円
	同一建物居住者が 10名以上	4,440円	444円	888円	1,332円

### (2) 介護保険給付外サービス

#### 交通費

居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導の提供に要する交通費は、往復4km以上10km未満は100円、往復10km以上は300円が利用者の実費負担となります。

### (3) その他

居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導の提供のため使用したガス・水道・電気等の費用は利用者の負担となります。

① 請求書は毎月10日までに前月分の請求書を発行します。

② 利用料の支払方法は、自動口座引き落とし（指定の金融機関の口座から毎月27日以降に引き落とし）になります。

※ 支払い方法について上記以外のご希望があれば相談に応じます。

## 7. 苦情等申立窓口

居宅療養管理指導サービスについて、ご不明の点や疑問・苦情がございましたら、西堀病院事務部長にお気軽にご相談下さい。また、ご意見箱での受付も致しておりますのでご利用下さい。

責任をもって調査、改善させていただきます。また、当事業所のほかに北海道、各市町村の窓口に苦情を伝えることができます。

・函館市保健福祉部高齢福祉課 相談支援担当（養護者による高齢者虐待）

電話（0138）21-3025

・函館市保健福祉部指導監査課 高齢者担当（養介護施設従事者等による高齢者虐待）

電話（0138）21-3923

電話（0138）21-3926

電話（0138）21-3927

・北海道国民健康保険団体連合会 総務部介護・障害支援課 企画・苦情係

電話（011）231-5175

## 8. 緊急時の対応

居宅療養管理指導サービスの利用者に医学的な緊急事態が発生したときは

**社会医療法人仁生会 西堀病院（電話 0138-52-1531）**

へご連絡ください。夜間および休日等の対応もしております。

9. より精度の高い介護計画策定のため、居宅介護支援事業者等へ心身の医学的情報を提供することがあります。

居宅療養管理指導の開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要事項を説明しました。

**【事業者】**

名 称 社会医療法人仁生会 西堀病院  
所 在 地 函館市中道2丁目6番11号  
説 明 者 \_\_\_\_\_

私は、契約書及び本書面により、事業者から居宅療養管理指導の重要事項について説明を受けました。

**【利用者】（本人自署）**

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

**【署名代行人】（本人自署）**

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

続 柄 \_\_\_\_\_

理 由 手が不自由 認知症 その他（ \_\_\_\_\_ ）

**【利用者家族代表】（本人自署）**

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

社会医療法人仁生会 西堀病院

〒041-8555

函館市中道2丁目6番11号

電話番号 0138（52）1531